

人的資本経営時代の知財法務

コーポレートガバナンスと人材を巡る法務の展望

TMI総合法律事務所
弁護士 瀬戸 一希

第1. はじめに

本連載は、人的資本や無形資産の重視という昨今の企業開示、及び経営における潮流を踏まえ、知的財産法と労働法の交錯領域という観点から、人材に係る法的論点について検討・解説を行ってきた。いわゆる知的財産ガバナンスコードの策定は、人的資本開示とともに、企業経営における無形資産重視の潮流として大きな注目を受けている。

しかし、これらの議論が前提とするコーポレートガバナンスを巡る議論自体が、その意味に一定の抽象性を持って展開されている。コーポレートガバナンスについては、会社法を中心に、国内外の様々な法令・裁判例とともに議論や実務が展開されてきた。「知的財産ガバナンス」や「企業経営における知的財産」という問題設定は、抽象的な戦略論が説かれるに留まり、法的な観点でどのような意義があるのか、判然としない議論に終始してしまうことが少なくない。

今回は、以上の問題意識の下、近時のコーポレートガバナンスを巡る議論の概況を確認し、その潮流において知的財産法がどのように位置づけられ、影響を受けてきたといえるか検討・概説する。その上で、人材という観点で労務と知的財産がどのように企業経営で交錯しているのか、その結果、知的財産法の議論はどのような影響を受けていくと考えられるか、検討する。

第2. コーポレートガバナンスと知的財産

1. コーポレートガバナンスの概況

コンプライアンスと、企業の業績向上のための経営監督メカニズムという両面が存在する概念として、コーポレートガバナンスは理解されてきた¹。こうした理解が存在している中で、コーポレートガバナンスコードの原案公表時における資料²において、「会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組み」がコーポレートガバナンスとして定義されるに至った。その後、コーポレートガバナンスについては、様々なガイドラインが提示され、今日に至っている。

1 神田秀樹「【特集】コーポレートガバナンス・コード 特集にあたって」ジュリスト1484号14頁（2015年）。

2 コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議「「コーポレートガバナンス・コード 原案」序文」(<https://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20150305-1/04.pdf> (2025年11月21日・最終閲覧)) 2頁（2015年）。

2015年に提示されたコーポレートガバナンスコード³では、基本原則として株主の権利や平等、ステークホルダーとの協働の他、取締役会の機能、適正な情報開示や株主との対話といった事項が示された⁴。こうしたコーポレートガバナンスを巡る改革が、実際の経営判断に対して影響が限定的であるという指摘を踏まえ、投資家と企業の対話ガイドライン（いわゆる対話ガイドライン）や、スチュワードシップコードの策定、その後のコーポレートガバナンス改訂が行われてきた⁵。

スチュワードシップコードは、現在まで複数回の改訂が行われてきた。背景としては、機関投資家が責任ある市場参加者として、企業との対話において企業価値の向上や持続的な価値の維持踏まえるものとする趣旨に基づいて策定されている⁶。対話ガイドラインは、その後、2021年に改訂されているが、コーポレートガバナンスコードの原則との関係で、原則を実施することと説明責任を結び付けた、コンプライ・オア・エクスプレインの実効性を確保し、企業と投資家の対話を充実させることが趣旨とされた⁷。そうした中で、経営理念と実際の経営戦略や計画の整合性に加え、ESGやSDGsといったステークホルダーとの関係において問題となる、新しい価値観もガイドラインの内容には反映されている。

コーポレートガバナンスコードを巡っては議論が動いている状況であり、改訂に関する議論も現在進行形で行われている。さらに、中長期的な成長のための価値創造のためのストーリーの外部との共有と信頼関係の構築に向けたガイダンスが策定され、主に取締役会の果たすべき役割についての言及をしている⁸。

以上のような背景から、コーポレートガバナンスとの関係において、企業がコンプライアンスや、自社の業績といった観点から、外部に対して責任を求められる対象は多様化しつつある。コンプライアンスに関係すると同時に、業績の源泉でもある無形資産や、それを創出する人材との関係が注目を集めるようになった。

2. 知的財産とコーポレートガバナンス

(1) 全体的な潮流

以上に見られたような、コーポレートガバナンスを巡る議論や様々なガイドラインの策定状況は、知的財産法とコーポレートガバナンスに関する議論の接近を生じてきた。事業の利益を生じる重要な源泉の一つが知的財産・無形資産であるということは否定しがたい。多くの企業の中・

3 法規制の形ではなく、個別の事情に照らして実施しない場合にはその理由の説明を求めるものであり、日本のコーポレートガバナンスコードについて、企業の持続的な成長を目的とする点に特徴があるとされている（江頭憲治郎『株式会社法 第8版』403-404頁（有斐閣））。

4 東京証券取引所「コーポレートガバナンスコード」（<https://www.jpx.co.jp/news/1020/nlsgeu000000xbfx-att/code.pdf>（2025年11月21日・最終閲覧））3－4頁（2015年）。

5 田原泰雄＝渡邊浩司＝染谷浩史＝安井桂大「コーポレートガバナンスコードの改訂と「投資家と企業の対話ガイドラインの解説」」商事法務2171号4－5頁（2018年）。

6 金融庁「「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》」（<https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20250626/01.pdf>（2025年11月21日・最終閲覧））1頁以下（2025年）。

7 金融庁「投資家と企業の対話ガイドライン」（<https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210611-1/01.pdf>（2025年11月21日・最終閲覧））1頁（2021年）。

8 経済産業省「「稼ぐ力」の強化に向けたコーポレートガバナンスガイダンス」（https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/earning_power/pdf/20250430_3.pdf（2025年11月21日・最終閲覧））9頁（2025年）。

長期的な戦略には、研究・開発投資による技術革新をはじめとする、知的財産の創出活動が関係している。そこで、中長期的な企業業績の評価をする上で、競争力を反映する非財務情報の開示が重視されることになった⁹。他方、コンプライアンス上のリスク管理としての側面を有する知的財産の管理は、コーポレートガバナンスコードによる経営監督や業績向上の戦略に関する評価という趣旨と整合する。こうした事情から、コーポレートガバナンスに関する改革の一要素として、知的財産に関する様々なガイドラインが、コーポレートガバナンスコードを中心とする、コーポレート分野プロパーの議論を取り巻くような形で展開されてきた。

議論の端緒になったのは、前記のコーポレートガバナンスコード改訂のうち、2021年のものである。2021年のコーポレートガバナンスコードの改訂では、補充原則として、知的財産権に言及する内容が追加されることになった¹⁰。具体的には、まず情報開示の充実に関する原則3-1の中で、補充原則3-1③として、サステナビリティとともに、「人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである」とされた。もっとも、サステナビリティについては、一定の目安が提示されているが、無形資産員関する開示は、「分かりやすく具体的に」という開示態様の記載に留まっている。さらに、補充原則4-2②、企業におけるリスクテイクに関する判断の場面における取締役会の役割及び機能との関係において、サステナビリティとともに「人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行うべきである」と記載されている。ここでも知的財産への投資についての重要性が指摘されているが、その具体的な内容として目安となる材料は特に示されていない。

そのような中で、経済産業省「価値共創のための統合的開示・対話ガイダンス2.0」では、無形資産やその創出に係る人的資本の重要性が指摘され、無形資産の取得や創出のための人的組織の整備やM&Aの実施が、中期的戦略とされる他、非財務情報に関して投資家からの理解を得ることの重要性も指摘された¹¹。しかし、依然として具体的にどのように対応をすればよいのかという点が問題とされている。知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドラインVer.2.0」では、よりコーポレートガバナンスやその周辺の議論で意図された対話の重要性も踏まえつつ、事業を営み実際に知的財産の活用を行う企業の側だけでなく、投資を行う金融機関サイドに対しても、企業価値の向上や創出のための無形資産への投資や活用に関して、求められるプリンスiplを提示する形で議論が展開された¹²。

経営における適切な知的財産の考慮を通じた企業の業績向上のための仕組みづくりは、現在進行形の状態といえる。近時において策定されたものとしても、例えば、特許庁による、「企業成長の道筋」と題された、知的財産権の開示に関するガイドラインが存在している¹³。そこでは、

9 杉本一成「コーポレートガバナンス・コードと知的財産」IPジャーナル18号24頁（2021年）。

10 東京証券取引所「コーポレートガバナンスコード」(<https://www.jpx.co.jp/news/1020/nlsgeu000005ln9r-att/nlsgeu000005lne9.pdf>（2025年11月21日・最終閲覧））12頁及び16頁（2021年）。

11 経済産業省「価値共創のための統合的開示・対話ガイダンス2.0」(https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/kigyoukaikai/Guidance2.0.pdf（2025年11月21日・最終閲覧））37頁以下（2022年）。

12 知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドラインVer.2.0」(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/tousi_kentokai/pdf/v2_shiryol.pdf（2025年11月21日・最終閲覧））1頁（2023年）。

知財ガバナンスコードの策定後の開示の状況が、形式的な内容に留まったという事情を踏まえた、より実質的で充実した開示と対話を目的とする、手引きとして、上記の特許庁のガイドラインが示されている。様々な企業の取り組みの実例も踏まえ、同ガイドラインは最終的に、知財戦略の経営上の影響についての社内での十分な検討を適切な開示メソッドに基づいて対外的に打ち出し、投資家との対話を通じたフィードバックを行うというサイクルを繰り返すということがイメージされている¹⁴。

また、企業の経営において知的財産または無形資産のウェイトをそもそも増すための議論もされている。近時の研究開発税制を通じた、オープンイノベーションの促進のための取り組み¹⁵や、スタートアップの資金調達やM&Aを念頭に置いた、のれんの非償却処理に関する議論が提示されてきた¹⁶。

(2) 裁判例における潮流

知的財産とコーポレートガバナンスは、特に2020年前後から、高い注目を受けている。この背景としては、以上のようなコーポレートガバナンスコードや、知財ガバナンスガイドラインといった、市場での取引規範に関するソフトローの拡充がされた時期であるという事情はあるものの、さらに、裁判例の動向も影響してきた。

大阪地判令和3年9月28日(令和元年(ワ)第5444号)では、企業の知的財産権の侵害に対して、当該企業の取締役らに法的責任が肯定されたことで注目を集めた。裁判所はまず、「法人の代表者等が、法人の業務として第三者の特許権を侵害する行為を行った場合」、法人に不法行為責任が生じる他、行為をした者及び法人が処罰の対象になるということを指摘する。かかる規定の存在を根拠として裁判所は、会社の取締役の善管注意義務の内容として、「会社が第三者の特許権侵害となる行為に及ぶことを主導してはならず、また他の取締役の業務執行を監視して、会社がそのような行為に及ぶことのないよう注意すべき義務を負う」とした。しかし特許権の技術的範囲や有効性といった専門的判断を要する、特許権侵害の成否については、単に権利者側の通知や、被疑侵害者側での一定の無効の論拠の存在から、直ちに会社の採るべき行為は判然としないということも裁判所は認めている。その上で、「自社の行為が第三者の特許権侵害となる可能性のあることを指摘された取締役としては、侵害の成否又は権利の有効性についての自社の論拠及び相手方の論拠を慎重に検討した上で、……侵害の成否または権利の有効性については、公権的判断が確定するまではいずれとも決しない場合があること、その判断が自社に有利に確定するとは限らないこと、正常な経済活動を理由なく停止すべきではないが、第三者の権利を侵害して損害賠償債務を負担する事態は可及的に回避すべきであり、仮に侵害となる場合であっても、負担する損害賠償債務は可及的に抑制すべきこと等を総合的に考慮しつつ、当該事案において最も適切な経営判断を行うべきこと」が取締役の善管注意義務の内容とされ、事案の特質に応じて、実

13 特許庁「企業成長の道筋 投資家との対話の質を高める知財・無形資産の開示」(https://www.jpo.go.jp/support/example/document/ip_disclosure_for_stakeholder/all.pdf (2025年11月21日・最終閲覧)) (2025年)。

14 特許庁・前掲注13) 86頁。

15 経済産業省産業技術環境局技術振興・大学連携推進課「研究開発税制の概要と令和5・6年度の税制改正について」(https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/R6_gaiyou_set.pdf (2025年11月21日・最終閲覧)) (2025年最終更新)。

16 https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/2501_04startup/250328/startup04_agenda.html

際取締役の経営判断が適切であったかを評価としている。裁判所の判断の中では、外部専門家への相談や事業に関する決定の過程を踏まえ、判断に合理的な根拠があったのか検討され、「自社に不利な判断が確定する場合もあるのであるから、取締役にはそれを前提とした経営判断をすべき」として判断に関与した取締役の責任についての判断が示されている。その他の取締役についても、「監視、監督を尽くしても」他の取締役の「行為を抑止できなかったとすべき具体的な事情は認められない」とされている。

（3）取締役の責任と知的財産法のその他の場面での交錯

東京地判平成26年11月18日（平成25年（ワ）第14214号）では、「被告Bは代表取締役として本件新会社の本件治療器に係る業務を執行し、被告Aも取締役として同業務についての意思決定に関わっており、特許権侵害につき悪意又は重過失であった」として、会社法429条の責任を肯定していた。また、知財高判令和2年1月29日（平成30年（ネ）第10081号、平成30年（ネ）第10091号）でも、ドメインなどに関する事案であるが、取締役の会社法429条の責任が認められている。上記の大阪地裁の裁判例は、取締役に求められる経営判断の際の責任や義務の水準が、具体的に示されていたことから、注目されたものといえる。例えば、同判決の判断手法が、従来の取締役の責任に関する判断基準と比べて、異質であるという批判¹⁷や、取締役に課された善管注意義務の設定内容が、要求される特許侵害に関する判断の内容を踏まえると高度である¹⁸という批判が見られる。さらに、上記裁判例の出現と並行して展開されてきたコーポレートガバナンスとの連関の中で知的財産と経営の関係の議論を踏まえた主張立証が、取締役の責任の帰趨に影響する可能性も指摘されている¹⁹。

知的財産権侵害に伴う取締役の責任に関しては、その後も一定の裁判例が出現している。例えば、東京地判令和5年5月18日（令和3年（ワ）第20472号）では、「知的財産権保護体制の構築を主たる職務としていなかったとしても、デザイン制作等を目的とする株式会社において、デザイン制作等に当たり著作権、肖像権その他の知的財産権を侵害しないようにする措置を十分に執ることは、取締役の基本的な任務である……また、原告に何ら確認することなく、本件各写真のデジタルデータが複製防止措置を何ら執られることなく本件ウェブページに7年以上も漫然と掲載されていた事情等を踏まえると……知的財産権の侵害を防止するための社内体制が不十分であったとの誹りを、免れることはできない」として、著作権侵害との関係で取締役の責任が肯定されている。適切な判断という観点で論じられた前記の裁判例に対し、ここでは問題となった知的財産権の内容や、侵害の態様などで異なる点も多いものの、体制の整備²⁰を問題として判断がされている。

ただし、知的財産権との関係において取締役の責任が問題となり得る場面は、他社から知的財産権の侵害の疑いを主張される場面には限定されない。既に本誌連載において検討をしてきたところであるが、企業活動において用いるコンテンツや技術が多様化する中で、取締役が別に代表

17 松田誠司＝大草康平「特許権侵害警告書への対応と役員の責任」NBL No.1239, 31頁（2023年）。

18 菱田昌義「会社法429条1項の損害認定における特許法102条2項の適用の可否」金融・商事判例No.1685, 8頁（2024年）。

19 小松陽一郎「知的財産権侵害と取締役等の責任の新局面」（藤本昇先生喜寿記念論文編集委員会『最近の知的財産における諸課題』495-522頁）521頁（発明推進協会、2024年）。ただし、前記の大阪地裁との直接の関係性がないという指摘として、飯島歩「判批」知財管理Vol.72, No.8, 983頁（2022年）。

20 企業における知的財産法に関する社内体制整備と取締役の法的責任の関係について、杉光一成＝三和圭二郎「知的財産に関する取締役の責任」NBL No.1190, 22頁（2021年）。

者を務める会社の提供するサービスの導入を企業がした場合において、そのライセンス料に係る支出が利益相反との関係を生じるかという点が裁判例で論じられてきた（例えば大阪地判令和3年7月29日（平成31年（ワ）第3368号、令和元年（ワ）第8944号））。さらに、取締役が知的財産の創出に関与することはスタートアップでは珍しくない。生成AIなどの技術発展で個人でのビジネスの実施を後押しする環境が存在する中で、その傾向はさらに強まると考えられる。かつて、取締役に対する職務発明に基づく相当の対価又は利益付与について、取締役会の承認を要する利益相反に該当しないかという点も論じられていた²¹が、この点は以上の状況の下において、改めて検討を要する問題と考えられる。

第3. コーポレートガバナンスにおける人材を巡る法務

1. 取締役の責任との関係

従前から、取締役の法的責任と、労務上のコンプライアンスに関する問題は一定の議論がされてきた。古い事例であるが、札幌高判平成16年9月29日（平成16年（ネ）第57号）では、「司法の判断によって本件各懲戒解雇が無効であることが最終的に確定した場合には、特段の事情がない限り、……本件各懲戒解雇時において、善管注意義務違反及び忠実義務の違反があったと解するのが相当である。そして、この特段の事情とは、本件各懲戒解雇をすることが当時の客観的事情からやむを得ないといえるかが問題となる」とした。その関係で、業務執行者における企業利益の推進を阻害しないようにする形で取締役の負担する義務を解釈するべきとされている²²。近年の例では、熊本地判令和3年7月21日（平成28年（ワ）第624号）、及び控訴審の福岡高判令和4年3月4日（令和3年（ネ）第636号）において、「構築・運用していた労働時間管理に係る体制は相応の合理性を有するものであって、その適正な運用を担保するために複合的・重層的な施策」が存在したかという点から、取締役の法的責任に関する議論がされている。

前記のとおり、様々なガイドラインで知的財産権の有効な活用がコーポレートガバナンスとの関係で示されてきたが、こうした無形資産を創出する源泉としての、前提となる人の活動や人材の重視という問題意識は、人的資本開示の文脈で問題とされてきた。前記のとおり、知的財産に関するガバナンスに言及する、コーポレートガバナンスコードの補充原則は、いずれについても、人的資本に対する言及も含んでいる。さらに、その後に策定が進められてきた人的資本可視化指針では、事業に関する投資や戦略策定のための議論の前提として、目標とする点に整合する人材像の特定という人材戦略の意義を示し、人的資本開示による情報開示と戦略の両輪による効果が期待される旨を説明している²³。さらに、現在のコーポレートガバナンスコードの改訂に関する議論においても、「人的資本に関する国際的な基準開発への意見発信」が今後主な方向性として言及されている²⁴。

知的財産法に関する取締役の法的責任との関係では、そうした情勢の反映についての議論を参照する見解が多く見られてきた。労働法上の管理体制についても、知的財産法上の権利侵害や有

21 深津拓寛＝松田誠司＝杉村光嗣＝谷口はるな『実務解説 職務発明』210頁以下（商事法務、2016年）。

22 小宮文人「判批」労働判例No.891, 9-10頁（2005年）。

23 非財務情報可視化研究会「人的資本可視化指針」（https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/wgkaisai/jinteki/sisin.pdf（2025年11月21日・最終閲覧））1頁（2022年）。

24 金融庁「第1回 コーポレートガバナンス・コードの改訂に関する有識者会議（令和7年度）事務局説明資料」（https://www.fsa.go.jp/singi/revision_corporategovernance/siryo/20251021/04.pdf（2025年11月21日・最終閲覧））6頁（2025年）。

効性に関する判断と同様に困難かつ複雑な判断が要請され得る場面も存在すると思われるが、前記の大阪地裁のように議論を呼ぶような事例や、そうした事例に対するコーポレートガバナンスとの関係を結び付けようとする議論は、知的財産の場合と異なり、表面的には見られない。

もっとも、人材という観点で問題となる競業避止義務違反や、営業秘密の漏洩事案は、その性質として、労働者の管理や活用に関する企業経営上の経営者の責任という側面を有するため、知的財産に係るコンプライアンスであると同時に、労務上のコンプライアンスの問題であると整理する余地がある。その意味では、取締役の責任という場面において、両者の議論が接近する場面も考えられる。例えば、大阪地判令和6年11月7日（令和3年（ワ）第11378号、令和5年（ワ）第2690号）は競業避止が問題とされた。具体的には、取締役の前職在職中の派遣技術者の引抜きや、その後の営業活動行為が問題とされた。同事案では、会社の責任が問題とされているが、「民法715条は報償責任の法意に基づくものであるところ……被告……ら……が営業活動の一部をなしたのは、原告在籍中であるが……その利益を帰属させようとしていた先が被告会社であり、被告会社もそれを受容していたことに鑑みれば、同条の適用又は類推適用により」会社に一定の責任が認められる判断も示されている。

2. コンプライアンス管理における交錯

コンプライアンスに係る側面からは、職場での労働者のコンテンツや技術の利用と会社の責任という関係で、コンプライアンスの問題が交錯することを本誌連載は述べてきた。その他、公益通報に関する紛争において、知的財産と労務管理の問題が交錯する場面が見られる。公益通報者保護法は、公益通報をしたことを理由とする解雇の無効及び不利益取扱いの禁止について定める（公益通報者保護法3条）。公益通報制度についても、体制整備の実効性を向上させる趣旨の法改正が令和7年改正として行われている。

知的財産権に対する影響を伴う外部への公益通報がされる場合、使用者側はその影響の最小化や、通報者への適切な対応が必要になる。公益通報の対象が自社の技術であり、当該技術が出願の準備をしていたものである場合、通報に伴い公開されることによって、当該技術の公知化が問題となり得る。また、秘匿することを検討していた技術については、営業秘密該当性が損なわれるリスクも存在する。大阪高判令和2年6月19日（令和元年（行コ）第133号）では、公務員による情報セキュリティポリシーに違反して情報の持ち出しが行われた。この点について、「自宅への持ち出し行為は、2回目の内部通報に付随するものであり、職務上の関心に起因し、かつ、重要な証拠を手元に置いておきたいという証拠保全ないし自己防衛の目的を持ったものであったから、その原因や動機において強く非難すべきとはいえない」として、持ち出された情報の分量や、持ち出し後の保管状況における漏洩の危険性や廃棄の態様を考慮して、処分の相当性が議論された。同様に、品質不正の告発のような文脈で、内部通報に付随して持ち出しが行われる情報が、自社製品の成分表のような営業秘密などの秘匿すべき情報を有する場合も考えられるところである。

また、東京地判令和5年9月8日（令和4年（ワ）第31295号、令和4年（ワ）第70010号、令和5年（ワ）第4921号）では、公益通報と主張して行われた、メールの送信行為が問題となった。従業員が制度を誤解しないよう、また労使間の関係悪化時に公益通報と主張して機密情報を流出させることがないよう、知財リスクと横断的に制度を構築・運用する必要性がある。

3. 市場との対話と無形資産

アクセス可能な情報を用いた自由な活動を制約することを生じる、「知的財産法の趣旨」に対

する問いは、産業財産政策としての側面の強い知的財産法の性質上、繰り返し問われ続けてきた。市場における独占権の付与を通じた投資への回収によって、発明や創作を奨励するというインセンティブ論による説明が、一定の留保を付しつつ、現在の通説となっている²⁵。他方、実証研究の観点から、実際に特許制度を中心とする知的財産制度が、こうしたインセンティブの付与機能を果たしているのか、という問いかけも常に意識されてきた²⁶。

企業価値の醸成においては、中長期的な計画や投資の重要性が指摘され、市場との建設的な対話の中で、企業が持つ自社の視座を提示していくことが必要とされ、短期的ではない、長期の関係性を対話によって得ていくことの重要性が指摘されてきた。知的財産権の創出に向けた活動は、例えば大規模な臨床試験を要する医薬品など、長期の投資を要する。こうした大規模な投資を行う際、市場を独占することで投資を回収することが動機づけとなるという点も重要であることは否定しがたいが、そもそも権利取得後の市場の事業環境に対する見通しが確保されることの重要性を考慮する余地があり得る。長期的な投資・市場との対話という観点が重視される、近年の企業価値を巡る言説との関係性も考慮したとき、利益の回収に加え、市場の状況への予見可能性や、安定した事業活動や設備・研究開発への投資に対する知的財産権の貢献という観点から、知的財産権の趣旨・目的が今後再び議論されていくこともあり得るかもしれない。

知的財産のガバナンスという場合、意図されるのは保有する知的財産のポートフォリオの問題であることは少なくない。もっとも、本連載で検討してきたように、企業の有用な情報の利活用という広い視野で見た場合の無形資産の経営への活用という文脈において、問題となり得る事項は、単に他社の知的財産権の侵害の有無であったり、自社の知的財産権の有効性という点には本来的に留まらない。

システムのロックインによって、自社の保有するナレッジが適切に利活用できなくなるという場合には、システムによって移転が困難となる情報は、そのものが知的財産法の対象ではないことがあり得る²⁷。また、従業員によって形成されてきた企業の有用な情報の保護は、必ずしも不正競争防止法の営業秘密として保護がされるものばかりではない²⁸。それらの典型的な知的財産法上の対象とされる範囲から外れ得る情報であっても、企業を成長させ、事業を駆動する源泉となる重要性を持つことは少なくない。

近時の知的財産法の裁判例の動向は、例えば東京高判令和6年6月19日（令和3年（ネ）第4643号）をはじめとして、その射程を巡っては検討や議論の余地を残すものの、知的財産法の外延については、平成23年の最高裁判決以来の新しい議論の進展が存在する。さらに、知的財産法とは完全に一致しない無形資産という概念での議論を行う租税法からは、知的財産法の保護対象の外延を巡って、議論が提示されている²⁹。

周延的な法領域による議論の状況は様々である。無形資産を通じた収益の向上が重視される中にあっても、経済安全保障法や外為法の下、企業の成長や発展のための買収や技術移転について何らの制約もないというものではない。他方で、近時の立法である事業性融資の推進等に関する法律は、無形資産の経営上の資源としての重要性を背景に持ち、長期的な資金の投入を生じると

25 田村善之「知的財産法政策学の試み」知的財産法政策学研究Vol.28, 19-20頁（2008年）。

26 中山一郎「特許制度の正当化根拠をめぐる議論と実証研究の意義」特許研究No.60, 14-15頁（2015年）。

27 本誌連載において拙稿・「人的資本経営時代の知財法務第4回——テクノロジーの導入と知財・労働法務」96-97頁（2025年）にて検討した。

28 本誌連載において、拙稿・「人的資本経営時代の知財法務第1回——営業秘密の知財・労働法務」（2025年）にて検討した。

29 浅妻章如「無形資産の越境可動性は不動産と同程度」法律時報97巻12号40頁（2025年）。

めの制度設計として、従前の議論の延長として考えることができる。

企業と投資家の対話が実質を持ったものとなるよう、様々な方向からの要請がされる中、企業の事業に関する場面において、企業価値の源泉としての事業運営や長期の投資についての議論をする際、対話の語彙となる知的財産法の諸概念が果たすべき役割は大きいように解される。その中で、知的財産法を巡る議論がどのように影響されていくのかは注目に値する。

第4. おわりに——連載を終えるにあたって

従前の実務で類型化された知的財産法の領分を前提とする形で、企業法務の文脈で浮上する事象への知的財産法上の分析は、やや形式化された論点への検討に偏重するきらいがあった。もっとも、知財部・法務部に属する企業関係者や、そこから相談を受ける外部専門家が日々直面する法的な問題は、知的財産法の論点的な対応によって解決するものではなく、本連載で扱ったような、様々な関連法規も踏まえた検討が必要となる。

本連載は、経営における人材や無形資産の重視という昨今の潮流の中において、人が持つ有用な情報が円滑に継続して利活用される状態の維持という視点から、知的財産法務の守備範囲を広げようとの考えの下で議論を提示してきたが、不十分な検討が多々ある点は否めない。最後に、業務と並行して本連載を行うことを快く受け入れてくれた現職・前職の関係者の皆様と、遅筆気味の当職がご迷惑をおかけしてしまった本誌編集部の皆様、何より読者の皆様への御礼を申し上げ、高名な本誌において分不相応にも担当させていただいた本連載の終わりの言葉としたい。

(完)